


## ■外資規制の対象となる無線局に該当しない申請の場合

- ① 「電波法第5条に規定する欠格事由」に「有・無」の設定をお願いします。(欠格事由への抵触がない場合は「無」を選択します。)

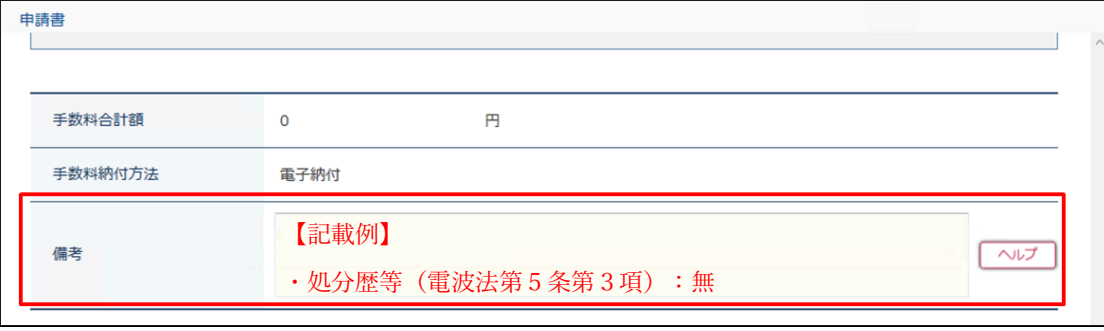


申請書

■ 電波法第5条に規定する欠格事由 必須

欠格事由  有  無

- ② 申請に係る無線局が電波法第5条第2項の各号のいずれかに該当する場合(外資規制の適用対象とならない場合は、「備考」に以下の例文を参考に記載願います。)



申請書

手数料合計額 0 円

手数料納付方法 電子納付

備考


**【記載例】**

・ 処分歴等(電波法第5条第3項) : 無

ヘルプ

## ■外資規制の対象となる無線局に該当する申請の場合(電波法第5条第4項以外のもの)

- ① 「電波法第5条に規定する欠格事由」に「有・無」の設定をお願いします。(欠格事由への抵触がない場合は「無」を選択します。)



申請書

■ 電波法第5条に規定する欠格事由 必須

欠格事由  有  無

- ② 申請に係る無線局が電波法第5条第2項に該当しない場合(外資規制の適用対象の場合)は、「備考」に以下の例文を参考に記載願います。

申請書	
手数料合計額	0 円
手数料納付方法	電子納付
備考	<p><b>【記載例】</b> 以下の事項について、欠格事由に該当するものではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国籍、議決権の割合等（電波法第5条第1項）</li> <li>・処分歴等（同条第3項）</li> </ul>

③ 事項書情報画面等の添付書類欄から必要な書類を添付願います。

電波法第5条第1項の該当要件に係る申請者（法人又は団体）に限り、議決権の数等を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等（株式会社以外の場合は社員名簿等）の議決権の数の状況が分かる資料）を添付

## ■電波法第5条第4項に該当する無線局の申請の場合

① 「電波法第5条に規定する欠格事由」に「有・無」の設定をお願いします。（欠格事由への抵触がない場合は「無」を選択します。）

申請書

■ 電波法第5条に規定する欠格事由 必須

欠格事由  有  無

- ② 申請に係る無線局が電波法第5条第4項に該当する場合は、「備考」に以下の例文を参考に記載願います。

申請書

手数料合計額 0 円

手数料納付方法 電子納付

備考

**【記載例】**  
以下の事項について、欠格事由に該当するものではありません。

- ・国籍等（電波法第5条第4項第1号）
- ・処分歴等（同号）
- ・特定役員（同項第2号）
- ・議決権の割合（同項第2号及び第3号）
- ・役員の処分歴等（同項第4号）

ヘルプ

- ③ 事項書情報画面等の添付書類欄から②の事実を証する書類を添付願います。

1. 議決権の総数を証する書類

（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等（株式会社以外の場合は社員名簿等）の議決権の数の状況が分かる資料）を添付

2. 役員又は役員予定者の履歴書及び特定役員が日本国籍を有することを証する書類を添付

■ 無線局に関する事項

事項書情報 必須 ヘルプ

追加 編集 複製 削除

選択	無線局の種類	局数	識別番号	希望する免許の有効期間

総務省 電波利用 電子申請・届出システム 1.2.0.0

申請書 > 無線局事項書 (別表第二号第2) -1(1/3ページ) 1 2 3(工事届社説)

■ 無線局事項書(別表第二号第○)

■ 1 免許の番号

■ 添付書類 ヘルプ

追加 編集 複製 削除

選択	書類種別	ファイル名	通信欄

総務省 電波利用 電子申請・届出システム 1.2.0.0

申請書 > 無線局事項書 (別表第二号第2) -1(2/3ページ) > 添付書類情報-1

■ 添付書類情報

書類種別 必須

添付ファイル名 必須  参照

通信欄(コメント)  ヘルプ

【参考】

<電波法第5条第2項各号の主な無線局>

- 実験試験局→第1号に該当
- アマチュア局→第2号に該当
- 船舶局→第3号に該当
- 航空機局→第4号に該当
- 固定局→第5号に該当
- 基地局、携帯基地局、陸上移動局、携帯局、簡易無線局など→第7号に該当
- 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局→第8号に該当

<電波法第5条第3項>

- 電波法又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 電波法の規定により、無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 電波法の規定により、認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 電波法の規定により、登録の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者